



(6か月在学、希望科目を履修)

修士選科生

(1年間 在学、希望科目を履修)

▼出願期間 12月15日～平成21年2月28日

問【資料請求】

〒5220-20123

大津市瀬田大江町横谷1-5

放送大学滋賀学習センター

☎ 077(545)0160

FAX 077(545)0160

お知らせ 年末調整説明会開催

平成20年分

年末調整説明会開催

問今津税務署法人課税部門

☎ (077)260-010

社会保険巡回相談開催

「ねんさん特別便」に係る

社会保険巡回相談開催

滋賀社会保険事務局では、「ねんさん特別便」に関する相談所を開設しますので、「ねんさん特別便」について、ご不明な点などがございましたら、ぜひこの相談をご利用ください。

お問い合わせ
滋賀社会保険事務局
〒5220-20123
大津市瀬田大江町横谷1-5
放送大学滋賀学習センター
☎ 077(545)0160
FAX 077(545)0160

▼日時 11月26日(水)

受付 9時30分～16時
相談 9時30分～16時30分

▼場所 今津東「ミユニティセンター

▼日時 11月17日(月)～23日(日)

8時30分～19時
※ただし、土・日曜日は10時～17時

※この日以外にも、相談に応じています。

▼場所 大津地方法務局人権擁護課内

女性の人権ホットライン
☎ 0570(070)810

▼日時 11月17日(月)～23日(日)

8時30分～19時
※多くの方がご来所いただいた場合、ご相談に応じられない場合もあります。

▼場所 大津地方法務局人権擁護課内

女性の人権ホットライン
☎ 0570(070)810

▼日時 11月24日(月)

14時～15時30分
※なお、代理の方が来所される場合は、委任状とご本人であることや確認できるもの（運転免許証など）をご用意ください。

※多くの方がご来所いただいた場合、ご相談に応じられない場合もありますので、あらかじめご容赦お願いします。

▼場所 今津図書館 視聴覚室

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

問保険年金課 ☎ (077)81-37

全国

「女性の人権ホットライン」強化週間

「女性の人権ホットライン」は、夫・パートナーからの暴力（DV）や職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカーといった女性の悩みなどを受け付ける相談電話です。人権擁護委員、法務局職員が相談に応じます。秘密は厳守します。安心してお話し下さい。

お問い合わせ
滋賀社会保険事務局
〒5220-20123
大津市瀬田大江町横谷1-5
放送大学滋賀学習センター
☎ 077(545)0160
FAX 077(545)0160

▼日時 11月26日(水)

受付 9時30分～16時
相談 9時30分～16時30分

▼場所 今津東「ミユニティセンター

▼日時 11月17日(月)～23日(日)

8時30分～19時
※ただし、土・日曜日は10時～17時

※この日以外にも、相談に応じています。

▼場所 大津地方法務局人権擁護課内

女性の人権ホットライン
☎ 0570(070)810

▼日時 11月24日(月)

14時～15時30分
※なお、代理の方が来所される場合は、委任状とご本人であることや確認できるもの（運転免許証など）をご用意ください。

※多くの方がご来所いただいた場合、ご相談に応じられない場合もありますので、あらかじめご容赦お願いします。

▼場所 今津図書館 視聴覚室

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

▼対象 一般

▼講師 駒井正一さん

▼参加費 無料

△公共下水道ができない必ず水洗化を下水道の本管上部が元すすると、その区域の供用開始の年月日をお知らせ（公示）します。公示があればりましたら、各家庭では、次のとおり汚水を下水道に流すための排水設備（宅内の排水管）を整備しなければなりません。

△排水設備の設置
風呂や台所等の污水は、供用開始の公示後「1年以内」に排水設備を設置し、下水道（公共污水ます）に接続しなければなりません。

△水洗トイレへの改造

くみ取り便所は、供用開始の公示後「3年内」に水洗トイレに改造し、下水道に接続しなければなりません。

△地域ぐるみで水洗化の普及を

下水道が供用を開始している区域内に、家屋等を新築・増改築されるとき、トイレを有する家屋は、水洗トイレでないと建築確認が受けられません。

△健康推進課

下水道の整備が終わつても、これが有効に利用されないと、せつねが受けられません。

△オストメイトの地域懇談会開催

オーストメイトとの家族を対象に、体験談や日常を語り合つて交流を深める懇談会を実施します。

△内 容

オーストメイトとその家族の体験談等の情報交換

△その他の予約は必要ありません。

※オーストメイトとは…がん等で人工肛門や人工肛門を造設した方

△内 容

オーストメイトとその家族の体験談等の情報交換

△その他の予約は必要ありません。

※オーストメイトとは…がん等で人工肛門や人工肛門を造設